



様式第 8 号 (第 13 条関係)

西条市指令衛第 542 号

令和 4 年 3 月 7 日

一般廃棄物処分業許可 (更新) 証

西 条 市 長 玉 井 敏 久



西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例施行規則第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり、一般廃棄物処分業を許可する。

許 可 業 者	住 所	西条市周布 1 7 5 8 番地 3	
	名 称	藤岡建設 株式会社	
	代表者	代表取締役 藤岡 一貴	
許 可 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間		
許 可 に 係 る 事 業 の 範 囲	中間 処分	破碎処分	木くず、廃プラスチック類、がれき類
		焼却処分	紙くず、木くず、廃プラスチック類
許 可 に 係 る 施 設	破碎施設	木くず、廃プラスチック類、がれき類 1,520 t/日、680 t/日、4 t/日 計 3 基	
	焼却施設	紙くず、木くず、廃プラスチック類 97.4kg/日 1 基	
許 可 条 件	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 処分作業 (以下「作業」と言う。) を行うにあたっては、常に関係法規を遵守するほか、市長の監督を受け、その指示に従わなければならない。</li><li>2. 作業中及び処分後に廃棄物が飛散し、または流出し、並びに悪臭がもれることのないように注意すること。</li><li>3. 作業により、近隣から苦情が寄せられたときは、誠意を持って対応し、早急に解決策を講ずるものとする。</li><li>4. 市が指示する帳簿類を月ごとに作成し、処理実績を翌月 10 日までに報告すること。</li></ol>		